

さぬき市市民後見推進事業検討委員会 平成29年度第1回会議 会議要旨（要約）

- 1 日 時 平成29年6月5日（月） 10:00～11:00
- 2 場 所 さぬき市福祉事務所 3階302会議室
- 3 出席者 [委 員] 古川慎一郎・吉原昌宏・時岡信一・榎垣満・多田将人  
[担当者] 吉田ひとみ・三谷成浩・岩井英伸・村上佳代・白山京子・池尻恵子  
[事務局] 東直行・國方秀樹・白井博子・高橋真理恵  
[傍 聴] 1名
- 4 議 題 (1) 委員会の委員長及び副委員長の選任について  
(2) 委員会の会議の公開・非公開の決定について  
(3) 市民後見推進事業の概要について  
(4) 市民後見人の養成及び研修（研修受講対象者、募集方法等）について

5 会議の内容は次のとおりである。

発言者	意見概要
(事務局)	<p>ただいまから、平成29年度第1回「さぬき市市民後見推進事業検討委員会」の会議を開催いたします。</p> <p>この度は「さぬき市市民後見推進事業検討委員会」委員の就任を依頼したところ、御承諾いただきありがとうございます。</p> <p>本委員会は、国家資格を有する専門職関係者等に参画いただき、専門職後見人以外の市民を含めた後見人を中心とした支援体制の構築及び地域における市民後見人の活動の推進について検討いただくことを目的として設置したものです。</p> <p>本委員会の会議の開催回数は、本年度につきましては、4回を予定しております。この後の議事の中で、皆様の御意見をいただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、委員の任期は、本年4月1日から平成31年3月31までとさせていただきます。委嘱状の交付式につきましては、事前に皆様に送付させていただきましたので、省略させていただきます。</p> <p>続きまして、委員及び各関係機関の担当者、事務局職員の紹介に移りたいと存じます。</p> <p>(順次自己紹介)</p> <p>それでは、議事に入りたいと存じますが、本日の会議は、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、「さぬき市市民後見推進事業検討委員会設置要綱」の規定により成立しておりますことを御報告申し上げます。</p> <p>なお、設置要綱の規定では、委員長が会議の議長とされておりますが、本日の会議は、委員会設置後、初回の会議であり、まだ委員長が選出されておられませんので、委員長が選出されるまでの間、事務局の方で議事の進行をさせていただきます。</p> <p>最初に議題の(1)「委員会の委員長及び副委員長の選任について」です。設置要綱の規定により、本委員会には委員長及び委員長の職務を代理する副委員長を置くことになっております。従いまして委員長及び副委員長の選任をお願いしたいと思います。</p> <p>設置要綱の規定では、委員長及び副委員長は委員の互選により定めるとされております。いかがいたしましょうか。</p>
(委員)	事務局に一任します。
(事務局)	事務局に一任との御意見がありましたので、事務局の案を申しあげても

	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>委員長は、香川県弁護士会の古川委員に、副委員長は、香川県司法書士会の吉原委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p>
(事務局)	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、委員長は、古川委員に、副委員長は、吉原委員にお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>それでは、委員長にごあいさつをお願いします。</p>
(委員長)	<p>(委員長挨拶)</p> <p>委員長を務めさせていただきます。円滑な議事進行を務めたいと思いますので、ご協力よろしくお願いします。</p>
(事務局)	<p>ありがとうございます。それでは、設置要綱の規定により委員長が会議の議長とされておりますので、以降の議事については、委員長に進行をお願いいたします。</p>
(議長)	<p>それでは、次第に基づき議事を進行します。</p> <p>議題の(2)「委員会の会議の公開・非公開の決定について」事務局より説明をお願いします。</p>
(事務局)	<p>附属機関の会議については、市の「附属機関等の委員の構成及び会議の公開に関する指針」4の公開基準に基づき、指針5のとおり公開とするか、非公開とするかを決定する必要があります。</p> <p>本日の会議については、委員長の選任前でありましたので、事前に、公開基準に基づき、市長が公開とすることを決定しており、傍聴席も設けておりますので、報告させていただきます。</p> <p>次回以降の会議の公開・非公開については、公開基準に基づき、本日の会議において決定する必要があります。</p> <p>4の公開基準では、さぬき市公開条例第6条に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合を除き公開するものとしてされておりますが、次回以降の会議では、市民後見人養成研修受講申請者の報告、研修受講者の報告等、条例第6条第2号に定める個人に関する情報に該当すると認められる事項の審議等を行いたいと考えております。</p> <p>従いまして、次回以降の会議について、非公開とすることを提案いたします。</p> <p>ご協議よろしくお願いします。</p>
(議長)	<p>事務局より提案がありました、2回目以降の会議の公開・非公開につきまして、各委員のみなさんのご意見がありましたらよろしくお願いします。</p>

	<p>趣旨としては、個人情報を取り扱うことがあるということで、指針に基づいていかがでしょうか。</p> <p>事務局の提案どおり、次回以降の会議については非公開ということによるのでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p>
(議 長)	<p>それでは、次回以降の会議については非公開ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議題の(3)に移らせていただいておりますでしょうか。</p> <p>「市民後見推進事業の概要について」事務局より説明をお願いします。</p>
(事務局)	<p>(事務局説明)</p>
(議 長)	<p>事務局から説明がありましたが、ただいまの報告についてご質問等ありましたらよろしくをお願いします。</p>
(議 長)	<p>法人後見支援員として活動し、その後市民後見人として活動していくということによるのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>はい、そのような流れで考えています。</p>
(委 員)	<p>高齢者が主体となるのだと思いますが、将来的には障害者も必要になってくると考えますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。</p>
(事務局)	<p>市民後見推進事業実施要綱を作成するにあたり、障害者を含めるかどうか協議しましたが、この事業は老人福祉法に基づいて実施するというところで、要綱には「高齢者等」と表現し、障害者も含めていけたらと考えています。</p>
(委 員)	<p>家庭裁判所の職員にオブザーバーとして依頼するのは、どのタイミングでお考えでしょうか。</p>
(事務局)	<p>候補者を選定するにあたり、すでに事業を実施している坂出市や丸亀市がどのようにしているかなど、アドバイスをいただけたらと考えています。また、市民後見人を選任するのは家庭裁判所なので、その流れについても家庭裁判所の方から助言がいただけると思うので、今年の会議ではなく、来年の会議に依頼が必要になるかもしれないとも考えています。</p>
(議 長)	<p>他にご意見・ご質問はないでしょうか。</p> <p>(他に意見なし)</p> <p>それでは、議題の4に入らせていただきます。</p> <p>「市民後見人の養成及び研修について」事務局より説明をお願いします。</p>
(事務局)	<p>(事務局説明)</p>
(議 長)	<p>事務局から、スケジュール、対象者、募集方法についてご提案がありました。この3点につきまして、委員のみなさんのご意見・ご質問はいかがですか。</p>

	<p>研修受講対象者について、公募ではなく、類似事案に経験のある人に声かけをするという点については、みなさんいかがでしょうか。</p>
(委員)	<p>坂出市、丸亀市も最初はこのような方法を取っています。丸亀市は去年においては公募をしています。最初は、ある程度どのような人か分かっている人を対象にして、次は公募という流れに香川県ではなっているようです。</p>
(議長)	<p>公募についてのご意見がありました、他にご意見はありませんか。</p> <p>公募ではなく、法人後見支援員研修受講者、日常生活自立支援事業支援員、元民生委員、元教育関係者などの類似事案に経験のある人に声かけをする点について、委員のみなさんのご意見はいかがでしょうか。</p>
(委員)	<p>社会福祉協議会の方で顔の見える関係の方々にお声かけをするという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>法人後見支援員研修受講者も日常生活自立支援事業支援員も、市民後見に関心がある方はいますので、お声かけをさせていただこうと思っています。</p>
(議長)	<p>現在、社会福祉協議会の方から、お願いできそうな方に数名声かけをしています。元教員、一般の方などで、個人情報保護に理解がある方で、受講の意思がある人もいますので、その方々を中心に声かけをしていきたいと考えています。</p>
(議長)	<p>募集人数を20名程度という提案がありましたが、この点について委員のみなさまのご意見はいかがでしょうか。</p>
(委員)	<p>募集人数のところではないのですが、スケジュールで県社会福祉協議会が開催する基礎研修の時期が未定ですが、11月もしくは12月から研修がスタートするということになります。市社会福祉協議会で実践研修、フォローアップ研修を実施するということで、この予定で行きますと、年が明けてからの実施となります。1月から3月までの期間で実施するとなると、3ヶ月間しかありませんので期間が短すぎないかと懸念しています。</p>
(議長)	<p>今のご意見は、スケジュールが市社会福祉協議会として問題があるのか、募集人数が20人であると負担があるということなのか、人数に関わらず厳しいということでしょうか。</p>
(委員)	<p>スケジュールが厳しいと感じています。秋頃から実施できれば、無理のないスケジュールで取り組むことができるのではないかと思います。</p>
(議長)	<p>県社会福祉協議会の基礎研修の実施スケジュールよりは、後にならざるを得ないのは仕方のないことなのではないでしょうか。</p>
(事務局)	<p>基礎研修を受講していることが、実践研修受講の前提となります。</p>
(議長)	<p>第3回の検討委員会は12月を予定しているようですが、県社会福祉協</p>

	議会の基礎研修後ということで、年内には開催されるということによろしいでしょうか。
(事務局)	はい、その予定です。
(議長)	年度内に登録証の交付まで行うとすれば、事務局としてはこのスケジュールしかないということでしょうか。
(事務局)	はい、そのように考えています。 実践研修は、他市では4～5日間で実施しています。 受講者としては、例えば半日の研修で8日間期間を要するのと、1日の研修で4日間期間を要するのと、どちらを好まれるのかという問題もあります。お忙しい方や何か活動をしている方が多いと思われるので、まとめて実施する方が出席しやすいのではないかと考えています。
(委員)	他市では、どうしても受講ができなかったカリキュラムについてはビデオでフォローしていると聞いています。
(議長)	年度内で全ての研修を実施するのは、スケジュール的に厳しいところもあると思いますが、実施方法について要検討していく必要があると思います。 また、20名より少なくなることも考えられますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。
(委員)	法人後見支援員研修受講者9名、日常生活自立支援事業支援員11名で、数字上は20名にはなりますが、全員が受講してくれるとは限りません。元民生委員や元教育関係者などに今から声かけをして、できるだけ20名に近い受講者を確保したいと思います。
(議長)	20名の受講があったとしても、登録までに人数が減ることも想定されます。それを踏まえての20名程度の募集ということによろしいでしょうか。
(事務局)	はい、そのように考えています。
(議長)	他にご意見・ご質問はありませんか。
(委員)	県社協が開催している基礎研修について、さぬき市の方で過去に受講されている方はいるのでしょうか。そのような方がいた場合に、基礎研修を免除して、実践研修から受講することは可能なのでしょうか。
(事務局)	県社協に問い合わせをすれば、過去に基礎研修を受講した方は把握できると思います。
(委員)	ただ、数年前に受講されているのであれば、内容を忘れていても考えられます。ですので、過去の受講は考慮せずに同年に全ての研修を受講してもらうようにするのか、過去の受講も考慮するのか検討する必要があると思います。また、この事業を毎年行うのであれば、何年かががりて受

	<p>講してくれる人も出てくるのではないのでしょうか。</p>
(委 員)	<p>単年度で受講してもらおうのか、年度をまたいでいいのかは重要なことだと思います。単年度で全てのカリキュラムを受講できる人は限られてくるのではないのでしょうか。受付の段階で対象者に確認し、毎年度事業を行うのであれば、年度をまたいで対応してもいいのではないのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>そこまでは想定していませんでした。受講できない日数にもよるとは思いますが、意欲のある方が申し込みをしてくださると思いますので、次年度の取り組みも検討したいと思います。</p>
(委 員)	<p>市民後見の養成は毎年行うのでしょうか？</p>
(事務局)	<p>新規募集は毎年は考えていません。新規募集については、2～3年に1回を想定しています。</p>
(委 員)	<p>登録して終わりだと内容を忘れてしまうと思います。一番大切なのは、名簿登録した後のフォローアップを毎年していくことではないのでしょうか。ぜひ、フォローアップ研修は毎年実施してほしいと思います。</p>
(事務局)	<p>養成後は社協の事業の中で経験を積むようにはなりますが、受講者に対して、社協の法人後見受任件数があるのかどうかという問題もあります。他市では成年後見市長申立て件数が増加しており、社協が法人で受けるケースも増加していると聞いています。そのあたりも、今後検討していかなければならないと考えています。</p>
(委 員)	<p>他市は成年後見センターがあるので、多くのケースに対応できている。さぬき市においても、将来的にはセンター設置も含めた計画をしていく必要があるのではないのでしょうか。よろしくをお願いします。</p>
(議 長)	<p>他にご意見がないようですので、事務局案のとおり決定することでみなさんいかがでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、事務局案のとおり決定します。</p> <p>議題は終了とし、後の進行は事務局をお願いします。</p>
(事務局)	<p>ご協議ありがとうございました。</p> <p>事務局から、次回の委員会の会議の日程について提案させていただきます。</p> <p>次回の会議は、9月とさせていただきたいと思います。具体的には、9月4日(月)、6日(水)、7日(木)で委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。開催時間は、本日の会議と同様に、10時からとさせていただければと存じます。</p> <p>それでは、9月7日(木)の10時から開催させていただいてよろしいのでしょうか。会場等については、後日ご案内させていただきます。ご多忙</p>

とは存じますが、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、平成29年度第1回「さぬき市市民後見推進事業検討委員会」の会議を終了いたします。ありがとうございました。